

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンス体制の構築にあたり、経営の健全性、透明性、効率性を継続的に高めていくことを重要な経営課題としており、監査役制度を基礎として、独立役員要件を満たす社外取締役及び社外監査役を選任しております。

また、透明性の高い簡素でムダのない体制を前提とし、取締役の過半数が独立性を満たす社外取締役であることに加えて、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、取締役・監査役候補者の選解任や社長の選解任の方針、報酬の方針及び内容等を審議・決定し、取締役会へ答申していくなど、独立社外役員による経営監督を強化し、実効性あるコーポレートガバナンス体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則において、当社が実施しない項目とその理由は、次のとおりです。

【補充原則1-2-4】

当社では、当社の事業内容や株主構成を勘案し、機関投資家や海外投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外投資家に向けた英文による情報提供が必要と認識しておりますが、依然、外国人比率が低いことから、招集通知の英訳は見送りました。引き続き、株主構成の動向を注視し、必要と判断した時点で、招集通知の英訳化を図ります。また、インターネットによる議決権行使や議決権行使プラットフォームの利用も引き続き検討してまいります。

なお、日本語招集通知に加えて英訳招集通知(狭義)についても当社ホームページに掲載しております。

【補充原則2-4-1】

当社では、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保がもたらす組織の活性化が重要であると認識しております。当社では、性別・国籍等に囚われない人事評価により適切な人材を管理職に登用する方針としており、女性・中途採用者の管理職登用に付きましては既に複数の実績がございます。しかしながら、当社グループの事業規模、人員規模は限定的であり、また、外国人の管理職登用については現時点では当社の事業拠点は国内に限られることもあり実績は無く、現状において測定可能な管理職への登用目標を示すことは困難な状況です。今後、事業規模、人員規模の拡大に応じて目標の策定、開示を行うことといたします。また、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針につきまして整備をしております。

【補充原則3-1-2】

当社は、英語版のウェブサイトを開示し、主要な財務データや開示リリースについて一部英文での情報開示を行っております。今後も、自社の株主構成における海外投資家数・比率を踏まえ、英文での情報開示・提供の充実について検討してまいります。

【補充原則3-1-3】

当社では、ESGに対する取組みを重要な経営課題として認識しています。これまで外航海運事業では、バラスト航海の極小化、減速航海、船舶へのスクラパー装置の搭載、国際ルールに基づく厳しい環境規制への対応等、継続的に取組みを行ってまいりました。また、倉庫・運送事業では、顧客と共に物流の全体最適化への取組み、配送ネットワークの最適活用等を推進しております。今後、新たな経営計画策定の際に、人的資本や知的財産への投資等を計画に盛り込む場合は、当該情報についても積極的に開示いたします。

【補充原則4-1-3】

当社は、取締役会で最高経営責任者等の後継者の計画に関する計画を明確には定めておりませんが、人格・識見・実績等を勘案し適当な後継者と認められる者の中から取締役会で選任することとしております。

なお、指名・報酬委員会において後継者計画の立案について審議しております。

【補充原則4-2-2】

当社では、中長期的な企業価値向上に向け、自社のサステナビリティを巡る取組みが重要であるとの認識のもと、今後、新たな経営計画策定の際に、サステナビリティを巡る取組みについての基本的方針を策定し、実行する際は、取締役会が実効性のある監督を行うこととしております。

【補充原則5-2-1】

当社の事業ポートフォリオは、現時点では、「外航海運事業」、「倉庫・運送事業」、「不動産事業」の3つのポートフォリオであり、運賃市況ボラティリティの大きい外航海運事業と、中長期の視点で景気波動の異なる倉庫事業及び不動産事業という3つの事業セグメントを適切に組み合わせることにより、単一事業の変動から影響を受けにくい可変性のある資産ポートフォリオを形成することで、事業基盤を支え、長期的な目線で競争力の源としていく方針です。これが、当社のユニークさであり、今も今後も経営の差別化戦略の源泉と考えております。なお、今後異なる事業に進出し新たな事業ポートフォリオが発生した場合には、各事業の戦略策定・公表に当たって進出・撤退等の経営判断に係る基本方針等の策定・開示を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。

【原則1 - 4】

当社は、取引関係の維持・強化を通じて当社グループの企業価値の維持・向上に資する場合には、取引先との取引関係の維持・強化を図るため、取引先の一部についてその株式を保有しております。当社グループと取引先との取引内容、取引の規模、取引の継続期間等を考慮すれば、株式保有は一定の役割を果たしており、価格変動等のリスクを考慮してもなお経済的メリットがあると考えておりますが、その保有の必要性や保有に伴う便益が資本コストに総合的に見合っていることについては、定期的に検証し保有の適否を判断しております。なお、2015年3月末時点で72銘柄の株式を保有しておりましたが、2020年3月末時点で34銘柄まで縮減を進めております。政策保有株式の議決権行使については、対象企業の中長期的な企業価値の向上につながる意思決定を行っているかという観点や、当社及び当社グループ会社の企業価値の向上効果等を総合的な判断基準としており、取引先の会社提案に無条件で賛成するものではありません。また、当該株式が上記判断基準を満たさない場合や株主提案権が行使された場合等は、取締役会において適切に判断いたします。

【原則1 - 7】

当社では、決裁規程及び取締役会規程を制定し、取締役の競業取引及び利益相反取引については、取締役会での審議・決議を要することとしており、また、その事後、取引の結果等の重要な事実については、取締役会への報告事項としております。また、乾気船グループ内部情報管理及び内部者取引管理要領を設け、その社内手続きを整備すると共に、取引等の監視を行っております。

【補充原則2 - 4 - 1】

当社では、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保がもたらす組織の活性化が重要であると認識しております。当社では、性別・国籍等に囚われない人事評価により適切な人材を管理職に登用する方針としており、女性・中途採用者の管理職登用に付きましては既に複数の実績がございます。しかしながら、当社グループの事業規模、人員規模は限定的であり、また、外国人の管理職登用については現時点では当社の事業拠点は国内に限られることもあり実績は無く、現状において測定可能な管理職への登用目標を示すことは困難な状況です。今後、事業規模、人員規模の拡大に応じて目標の策定、開示を行うことといたします。また、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針につきまして整備をまいります。

【原則2 - 6】

当社は、従業員への福利厚生の一環として確定給付企業年金制度を設けており、その積立金の管理及び運用に関しては外部に委託しております。また、制度運用に係る人材については総務部より登用し、適切に運用状況の確認を行っております。

【原則3 - 1】

(1) 経営計画

当社は、3つの経営の基本方針のもと着実に歩みを進めていきます。

1) 資産の力を事業の力に

勝どき・月島の不動産施設は収益力と資金調達力に優れた資産です。そして、外航海運も倉庫も資本投下型の事業です。これらの景気波動が異なる事業資産を組み合わせることで可変性のある資産ポートフォリオを形成し事業の基盤を支えていきます。

2) カイゼンは宝

我々の事業には現場があります。だからこそ、カイゼンは、全社員の共有化された価値(Shared Value)となりました。我らのカイゼンはステークホルダーを巻き込んだ全体最適を志向しています。日常化したカイゼンは弛まぬ前進を支えます。

3) 「らしさ」の追求

当社の「らしさ」は少しずつ目に見えてわかるようになってきました。どれもこれも商売と真真正面に向き合い、地道な努力を練り込みながら作り上げています。ちょっとやさっとでは壊れません。「らしさ」は差別化の源泉です。他と違うことを恐れず、素直に独自性を追求する、それが我々の存在意義であり、競争力です。

上記考え方に基づいた2020年4月から2023年3月までを計画期間とする中期経営計画は、当社ウェブサイトに掲載しています。

(URL: <http://www.inui.co.jp/ir/library/managementplan.html>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本方針

本報告書1 - 1. 「基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役、監査役の報酬決定方針・手続

当社の経営陣の報酬は各種業績評価項目を総合的に勘案した長期的な業績や潜在的リスクを反映したものとなっております。また、取締役に対して、譲渡制限付株式報酬制度も導入しており、健全な企業家精神の発揮を促すインセンティブになっております。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役、監査役候補者の指名方針・手続

取締役候補者の指名及び経営陣幹部の選任については、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を置き、最高経営責任者等を含む役員候補者の選解任、サクセッションプラン等につき審議し、取締役会に答申します。

当該答申を受け、取締役会において、当社事業に精通し専門性を有すると同時に、会社経営全般に適切な意思決定ができるバランス感覚を有する人材を指名・選任し、社外取締役候補者については上場企業などで培った幅広い経験や高い見識を当社経営に活かすことができる人材を指名します。また、監査役候補者については財務・会計に関する知見等、監査に必要となる専門性と幅広い分野についての豊富な知識を有する人材を指名します。なお、監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得ております。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役、監査役候補者の個々の選解任理由

当社では、全ての取締役・監査役候補者について、その選解任理由を「株主総会招集ご通知」に記載いたします。

【補充原則3 - 1 - 3】

当社では、ESGに対する取組みを重要な経営課題として認識しています。これまで外航海運事業では、パラソ航海の極小化、減速航海、船舶へのスクラバー装置の搭載、国際ルールに基づく厳しい環境規制への対応等、継続的に取組みを行ってまいりました。また、倉庫・運送事業では、顧客と共に物流の全体最適化への取組み、配送ネットワークの最適活用等を推進しております。今後、新たな経営計画策定の際に、人的資本や知的財産への投資等を計画に盛り込む場合は、当該情報についても積極的に開示いたします。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、取締役会への決議事項や経営陣への委任の範囲について、取締役会規程や決裁規程に定めています。即ち、取締役会に付議すべき事項として、法令及び定款に基づき取締役会が判断・決定すべきとされる事項に関しては取締役会規程に定めるほか、一定額以上の取引や資産の取得・処分に係る事項等が含まれる旨、決裁規程にも定めています。他方、取締役会での審議すべき事項の「事前検討」及び承認、並びに一定額に満たない取引や資産の取得・処分等に係る判断・決定など、業務執行に係る個別具体的な審議のうち取締役会での決定を要しないものであっても取締役会に報告する基準を決裁規程に定めております。

【原則4 - 9】

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準、及び当社が定める社外役員の独立性基準に従い、独立性を有する社外取締役候補者を選任しております。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は、独立社外取締役が取締役5名中3名と取締役会での過半数に達しております。各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会及び経営会議で意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。取締役の指名・報酬につきましては、任意の独立した諮問委員会である指名・報酬委員会が審議を行っております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の取締役会は、経営に関する意思決定の合理性及び機動性を確保する観点から取締役5名、監査役3名の規模で構成しております。また、取締役3名は独立社外取締役であります。なお、独立社外取締役は複数名選任し取締役会の過半数とすることを基本的な考え方としております。取締役の選任は、指名・報酬委員会での取締役会におけるメンバーの知識・経験・専門能力に特段の偏りがないこと等、スキル・マトリックスを活用した議論を踏まえ、取締役会で決議することとしております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社は、取締役・監査役候補者及び取締役・監査役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類や事業報告等の開示書類において開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、全ての取締役及び監査役に対し、質問票を配布し、全員からの回答により得られた意見等に基づき、当社取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しております。2020年度の分析・評価結果の概要は当社ホームページにて開示しておりますが、当社取締役会の実効性は確保されているものと判断しております。

評価結果概要 <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/tdnet/1970521/00.pdf>

【補充原則4 - 14 - 2】

当社では、各取締役・監査役が、担当業務分野に関するセミナーや学会、業界団体が主催する勉強会に、各自の判断で必要に応じて参加することを方針としております。

当社の各取締役・監査役は就任時に当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得しており、就任後においても必要に応じ外部セミナーを受講し、自身の研鑽に努めております。なお、各取締役・監査役は、取締役会における建設的な議論を通じて切磋琢磨し、また自身の役割と責務を再認識する機会を得ております。業務報告の中で、法令や諸制度の改正についても報告並びに情報共有を行っており、より適切な業務の執行と監督に資するよう取り組んでおります。

【原則5 - 1】

当社では、株主からの面談の申込については対応方針を定め、面談の目的及び内容の重要性、面談者の属性等を考慮のうえ対応を検討することとしております。また、年2回決算説明会を行い、当社ウェブサイトにおける動画及び資料を公表しております。2019年度に初めて社外取締役による機関投資家への訪問と対話の機会を設けるなど、適宜IRに関する取材に応じることとしております。

株主との対話全般については、社長を統括責任者とし、コーポレートマネジメント担当執行役員を情報取扱責任者として、その他関係各部が有機的に連携して対応しております。対話において把握された株主の意見等は、取締役会、経営会議等で報告しております。また、乾汽船グループ内部情報管理及び内部者取引管理要領において、対話に際してインサイダー情報が適切に管理されるための方策を講じております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アルファレオホールディングス合同会社	7,819,500	31.30
東京海上日動火災保険株式会社	1,283,126	5.14
松岡冷蔵株式会社	962,927	3.85
株式会社三井住友銀行	848,000	3.39
乾 英文	698,150	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	652,300	2.61
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY - PB	538,025	2.15
みずほ信託銀行株式会社	501,500	2.01
有限会社武事務所	488,500	1.96
尾道造船株式会社	473,650	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

1. 上記のほか、当社所有の自己株式1,092,651株(4.19%)があります。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
苦瀬博仁		苦瀬博仁氏は、東京海洋大学名誉教授を務めておりますが、当社と同大学の間取引関係はございません。	苦瀬博仁氏は、日本物流学会会長を務めた経験を有する等、ロジスティクスシステムや都市計画に関する豊富な実績があり、また、物流・不動産といった当社事業活動について広範囲にわたる深い知見及び広い人脈を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社と苦瀬氏の現所属団体との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。
神林伸光		神林伸光氏は、一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長及び東海カーボン株式会社社外取締役を務めておりますが、当社とこれらの法人の間取引関係はございません。	神林伸光氏は、造船企業において長年経営者としてリーダーシップを発揮してきた実績に加え、他社の社外取締役としての経験もあり、広い人脈及び企業経営に関する豊富な経験を有しております。それらの知見を当社経営に反映し、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社と神林氏の現所属団体との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。
村上章二		村上章二氏は、神原ロジスティクス株式会社社外取締役及びツネインシCバリューズ株式会社顧問を務めておりますが、当社とこれらの法人の間取引関係はございません。	村上章二氏は、海上運送業を中心とした総合物流事業を営む企業グループでの物流部門の立ち上げ及びその事業規模拡大という実績を持ち、ロジスティクス分野についての深い知見及び広い人脈に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。それらの知見を当社経営に反映し、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社と村上氏の現所属団体との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係がなく、意思決定に対して影響を与える取引関係はないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、取締役会決議により選定された3名の委員(代表取締役1名、独立社外取締役2名)で構成しており、委員長は独立社外取締役が務めております。

指名・報酬委員会の事務局は、総務部が担当しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役と当社の内部監査部門である監査室との間では、月1回定期的に打合せを行うほか、随時意見交換を行っております。また、監査室が監査役に年2回出席し、監査室が監査役に対し内部監査の実施状況についての報告を行っております。監査役と会計監査人は、定時株主総会の翌月に監査計画について打合せを行い、監査役は会計監査人から四半期ごとに四半期レビュー及び年度末監査の結果説明を受けております。これらの監査においては、必要に応じて経理部等から説明を求める等意思疎通を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田治彦	公認会計士													
清水豊	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田治彦		山田治彦氏は、山田治彦公認会計士事務所所長を務めておりますが、当社と同事務所の間に取引関係はございません。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の社外監査役であり、当社は、同社に対し、東京証券取引所市場第一部に上場していることに伴い、上場時価総額に応じた年間上場料として2020年度においては計2.5百万円未満の支払を行っておりますが、その他に、同社と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について特別な関係はありません。	山田治彦氏は、公認会計士としての専門的な見識を当社の経営に活かし、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社と山田治彦公認会計士事務所との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係がなく、株式会社東京証券取引所に対しても、東京証券取引所市場第一部に上場していることに伴い、上場時価総額に応じた年間上場料として2020年度においては計2.5百万円未満の支払を行っている以外に、同社と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係がなく、独立役員に指定しております。
清水豊		清水豊氏は、東京丸の内法律事務所パートナー、株式会社シバタ社外監査役、医療法人社団緑風会監事、トライアンフィールドホールディングス株式会社社外監査役及び医療法人社団頭頸部免疫栄養研究所監事を務めておりますが、当社とこれらの法人・団体との間に取引関係はございません。	清水豊氏は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査に活かし、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役として、その職務を遂行できるものと判断しております。同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社と同氏の現所属団体との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係がなく、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社では、社外取締役及び社外監査役(以下、総称して「社外役員」という。)が東京証券取引所が定める独立性基準に加え、次のいずれにも該当しない場合、独立性を有している者と判断しております。また、次のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立性を有する社外役員として相応しいと当社が考える者については、当社は、当該人物が東京証券取引所が定める独立性基準を充足し、且つ、当該人物が当社の独立性を有する社外役員として相応しいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立性を有する社外役員候補者として選任することができるとしております。

1. 当社及び当社の連結子会社(以下、「当社グループ」という。)に業務執行取締役、執行役員その他の使用人(以下、「業務執行取締役等」という。)として所属したことがある者
2. 当社の株式を自己又は他者の名義を以て総議決権の10%以上の議決権を有する株主又は当該株主が法人、組合等の団体(以下、「法人等」という。)である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
3. 次のいずれかに該当する者
 - (1) 当社グループの主要な取引先(直近事業年度における当社グループとの取引額が当社グループ年間連結売上高の2%を超える者)又は当該取引先が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
 - (2) 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
 - (3) 当社グループの主要な借入先(直近事業年度末の借入残高が当社グループ連結総資産の2%を超える者)又は当該借入先が法人等である場合は当該法人等に所属するその業務執行取締役等
 - (4) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する法人の業務執行取締役等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

5. 当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間100万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士その他専門的サービスを提供する者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属するこれらの専門家
6. 当社グループから過去3年間の平均で年間100万円を超える寄付・助成を受けている者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
7. 当社グループの業務執行取締役、執行役員が他の会社の社外取締役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役等
8. 上記1. から7. までのいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族
9. 過去3年間に於いて、上記2. から8. までのいずれかに該当したことがある者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

職責及び業績等に応じて取締役への報酬等を決定しております。また、2018年6月22日開催の第98回定時株主総会において、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を新たに導入することが決議されました。その総額は現行の定例報酬枠とは別枠で年額60百万円以内としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期

役員区分	報酬等の総額	-----報酬等の種類別の総額-----				対象人数
		固定金銭報酬	業績連動金銭報酬	譲渡制限付株式報酬		
				固定	業績連動	
取締役 (社外取締役を除く。)	98百万円	55百万円	23百万円	2百万円	17百万円	2人
監査役 (社外監査役を除く。)	14百万円	14百万円	-	-	-	1人
社外役員	39百万円	36百万円	-	3百万円	-	5人

(注)

1. 取締役の報酬額は、2008年2月28日開催の第87回定時株主総会において年額200百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、2018年6月22日開催の第98回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬として年額60百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬額は、2007年2月27日開催の第86回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
3. 上記のほか、2009年2月26日開催の第88回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役1名に対し7百万円あります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、当社の事業内容、執行責任領域等を踏まえ、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、金銭報酬(固定金銭報酬としての基本報酬、及び業績連動金銭報酬)ならびに株式報酬(固定株式報酬及び業績連動株式報酬)により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、金銭報酬(固定金銭報酬としての基本報酬)及び株式報酬(固定株式報酬)のみを支払うこととする。また、全ての取締役について、役員賞与、役員退職慰労金は設けず、使用人分給与も支給しないこととする。

基本報酬(固定金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、年間報酬額を12等分した月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとする。

業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

(1)金銭報酬

業績連動金銭報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため定量的な業績指標を反映した現金報酬とし、各種業績評価項目に対する達成度合いに応じて算出された額を業務執行取締役に對して支給する。なお、業績連動金銭報酬は、基本報酬と同様に年間報酬額を12等分して月例支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

(2)非金銭報酬等(株式報酬)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、i)全ての取締役に對して一律に同額相当を支給する固定株式報酬と、ii)基本報酬(固定金銭報酬)及び業績連動金銭報酬を合算した額に役位、職責に応じて設定した一定割合を乗じた額相当を支給する業績連動株式報酬とし、i)およびii)のいずれも年間報酬額相当の株式を事業年度毎に交付する。

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の事業内容、執行責任領域を踏まえ、役位が高いほど業績連動報酬(業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬)のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、代表取締役社長の場合には、固定金銭報酬としての基本報酬:業績連動金銭報酬:非金銭報酬等 = 50:25:25(当社が標準的と考える水準の場合)とする。一方、役付でない取締役執行役員の場合には、固定金銭報酬としての基本報酬:業績連動金銭報酬:非金銭報酬等 = 80:10:10(当社が標準的と考える水準の場合)とし、役位に応じ、職責や報酬水準を考慮して決定する。また、社外取締役の種類別の報酬割合については、固定金銭報酬としての基本報酬:非金銭報酬等 = 90:10を目安とする。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会が、指名・報酬委員会に原案を諮問して得た答申を踏まえ、定時株主総会終了後に開催される取締役会で決定することとする。

取締役の報酬等の額は、2008年2月28日開催の第87回定時株主総会において年額200万円以内(但し、使用人分給与は含みません。)と決議いただいております。また、2018年6月22日開催の第98回定時株主総会において、上記取締役の報酬等の額とは別枠として譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額を、年額60万円以内(うち、社外取締役分10万円以内)とすることを決議いただいております。なお、株式の譲渡制限期間は5年で設定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員のサポートを担当するのは、総務部で情報伝達が主な業務であります。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
乾 民治	顧問	対外活動	非常勤・無報酬	2014/9/30	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

・当社には相談役・顧問を委嘱する制度がありますが、任命は取締役会の決議により行われます。
・顧問は、当社の業務執行・意思決定には一切関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しており、経営に関する機関として株主総会、取締役会、監査役会を設けております。また、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的としてリスク・コンプライアンス委員会を、内部監査部門として監査室を設置しております。

< 取締役会の体制の概要 >

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む全取締役5名で構成され、原則月1回以上(決算月は原則月2回以上)定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。また、取締役及び監査役が出席する経営会議を原則月2回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。

< 執行役員制度の概要 >

当社は、経営体制の強化を図るとともに、内部監査体制やリスク管理体制の整備及びディスクロージャーの充実に努めるため、執行役員制度を導入しております。

< 内部監査及び監査役監査の状況 >

内部監査については、取締役会直属の機関として監査室(2名)を設置しており、社内諸業務の遂行状況をコンプライアンスの観点や経営方針や社内諸規程等に対する準拠性と企業倫理の視点から年度監査計画に基づく監査を実施するとともに、監査の報告や改善のための意見を取締役会に提供することにより更なる経営の合理化や能率向上を図ることを推進しております。

監査役監査については、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、監査役会を定期的に開催するとともに、取締役会のほか重要な会議にも出席し意見を述べるほか内部監査部門や会計監査人と積極的に意見交換を行い、取締役の職務遂行を監視できる体制となっております。

< 独立役員の確保に関する記載 >

【取締役関係】「会社との関係(2)」及び【監査役関係】「会社との関係(2)」に記載のとおり、当社は苦瀬取締役、神林取締役、村上取締役、山田監査役、清水監査役を独立役員に指定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、経営に関する機関として株主総会、社外取締役3名を含む取締役会、及び、社外監査役2名を含む監査役会を設けております。また、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的としてリスク・コンプライアンス委員会を、内部監査部門として監査室を設置しております。今日、企業は様々に変化する経営環境に迅速かつ的確に対応し、株主、顧客、従業員に対する責任はもとより社会的責任もより一層強く求められております。また、経営の健全性・効率性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を強化することは、経営のグローバル化が進むなかで、不可欠となっております。このような観点から、執行役員制度を導入し、経営体制の強化を図るとともに、内部監査体制やリスク管理体制の整備及びディスクロージャーの充実に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、「株主総会招集ご通知」は法定期限より前に発送することとしております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会開催日については、極力総会集中日を避け、集中が予想される週の前週に開催しております。
その他	株主総会のビジュアル化を実施。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、機関投資家向けの決算説明会を年に2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報、決算情報	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部・経理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

役職員のコンプライアンス(法令順守)に関する基本方針、行動基準、推進体制等を定めた乾汽船グループ内部統制規程を制定し、お客様、株主、取引先等の理解及び支持を得られるよう積極的に企業情報を開示し、透明性の高い経営を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 経営理念 >

当社は、経営に対する考えをより明確にするため、経営理念を「信用を基に社会に貢献する成長企業たれ」と制定し、これからの期間を成長の期間と定め、また永年に渡り築き上げた信用を基本に常に社会に貢献する企業でありたいという経営理念の下、今後も質の向上に向けた施策を展開し、顧客と共に成長していく所存であります。

< 内部統制システムの整備の状況 >

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、また、法令違反行為の予防措置、法令違反行為が発見された場合における対処方法、是正手段などを検討した結果、コンプライアンスの推進については「乾汽船グループ内部統制規程」を制定しております。

コンプライアンスを実効あらしめるために、次のとおりの具体策を行っております。

1) 以下の事項を乾汽船グループ全役職員の行動規範として制定。

1 法令の遵守

法令を遵守し、社内規則や倫理等の社外のルールに従って行動し、公明正大な企業活動を遂行する。

2 顧客の信頼獲得

市場における自由な競争のもとに、顧客ニーズにかなう商品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して提供するとともに、正しい商品情報を的確に提供し、顧客の信頼を獲得する。

3 相互発展

公明正大な取引関係の上に取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。

4 企業情報の開示

財務諸表をはじめとした企業情報は、事実を適正に表示し、適切に開示する。

5 株主・債権者の理解と支持

公正かつ透明な企業経営により、株主・債権者の理解と支持を得る。

6 役職員の連帯と自己発現への環境づくり

役職員が企業の一員として連帯感を持ち、自己の能力・活力を發揮できるような環境づくりを行う。

7 個人情報等の適正な管理

個人情報、自社の機密情報を適正に管理する。

8 政治・行政との関係

政治・行政との健全かつ正常な関係を維持する。

9 反社会的勢力及び団体への対処

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。

10 環境問題への取り組み

環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、地球環境の保護に配慮した行動に努める。

2) 内部監査部門として監査室を設置

3) コンプライアンスに関する研修体制の整備

4) 監査室に公益通報及び相談窓口を設置

(2) 当社の取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・使用人の職務執行の状況を記録するための取締役会議事録及び稟議書等の文書の作成、保存(保存期間を含む。)、管理(管理する部署の指定を含む。)等については、「決裁規程」、「文書取扱規程」を定め、運用しております。また、情報の管理については、「情報セキュリティ管理規則」、「個人情報保護規程」を定め、運用しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析し、これに備えています。また企業集団において生じ得るリスクについても同様に考えております。

リスク管理体制の規範として「乾汽船グループ内部統制規程」を制定し、同規程に則ったリスク管理体制を構築していくものいたします。そして、かかるリスク管理体制の一環として、リスク管理全体を統括する組織として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。また、不測の事態が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月1回以上(決算月は原則月2回以上)定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものいたします。また、取締役及び監査役が出席する経営会議を原則月2回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとしております。

取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行については「業務・職務分掌規程」を制定し、運用しております。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するという目的から次のとおりの体制を確立しております。

1) コンプライアンス体制、リスク管理体制については、グループ全体に適用あるものを構築し、定めております。

2) 当社の取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものいたします。

3) 子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められた場合には、当社

の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。

- 4)子会社の意思決定に際しては、当社の社内規程に従い、必要に応じて当社の取締役会の承認を得ることとしております。
- (6)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)を置いておりませんが、必要に応じて、監査役の職務補助のため補助使用人を置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行うこととします。また、補助使用人の監査役補助業務遂行について、取締役は、その独立性につき自ら認識するとともに、関係者にも徹底させるものといたします。
- (7)当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。また、子会社の取締役、監査役及び使用人等は子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。監査役はいつでも必要に応じて、これらの取締役等に対して報告を求めることができることといたします。また、これらの報告をした者は、当社の社内規程上、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとされております。
- (8)当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用等として前払又は償還等の請求を受けた場合には、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことが明らかである場合を除き、これを負担することとしております。
- (9)その他当社の監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制
社内通報に関する規程として「公益通報制度運用要領」を制定し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものといたします。
監査役は監査法人及び内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、緊密な連携を図っていくものといたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除へ向けた基本的な考え方>

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないこととしております。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

上記の反社会勢力排除へ向けた基本的な考え方が、「行動規範」において規定されており、全役職員が「行動規範」に則り行動するように周知されております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社の経営権を有すべき者の在り方に関する基本方針(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、当社の経営権を有すべき者は、株主の皆様を含むステークホルダーとの調和を重んじ、株主の責任ある投資に適う事業活動を通じて、持続的な企業価値向上を目指す者であると考えております。そして、経営権を有する者かどうかの信任は、株主の皆様の総意に基づき決定されるべきと考えます。この考えを前提とし、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付けであっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大規模買付けの中には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない、専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものも少なからず存在するなど、当社は、そのような当社株式の大規模買付けを行う者については、当社の経営権を有すべき者として不適切であると考えております。さらに、大規模買付けの中には、対象会社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、対象会社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等も見受けられますが、それらの大規模買付けに対して有効に対抗することは必ずしも容易ではありません。当社は、このような当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株式の大規模買付けに対しては、予めその買付けに必要な手続を定め、また、大規模買付けを行うおそれとする者にその遵守を要求することで、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

また、当社は、会社経営においては、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するような株主の皆様による経営の監視が重要であるとの認識の下、株主の皆様の共同の利益のためになされる正当な株主権の行使は尊重されるべきものと考えております。しかしながら、株主権の行使の中には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない、専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや明白な侵害をもたらすおそれのあるものも少なからず存在しますが、当社は、とりわけ、そのような株主権の濫用が、当社の経営権を有する者や当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与えることができる者によって行われる場合、当該株主権の濫用に伴い当社に直接の損害が発生するととどまらず、当社の中長期的な企業価値向上に向けた各種施策を推進・展開するための貴重な時間と経営リソースが空費されてしまうおそれがあり、また、そのような者が当社の大株主であること自体が株主の皆様はもとより、当社の中長期的な企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社グループの利害関係者との関係が破壊又は毀損され、その結果として当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがあるため、株主権を濫用し、又は濫用しようとする者は、当社の経営権を有する者や当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与えることができる者として不適切であると考えております。

特定の株主グループを対象とした当社株式の大規模買付け行為等及び濫用的株主権行使への対応策(買収防衛策)の概要

当社は、2021年6月23日開催の当社第101回定時株主総会において、上記の「当社の経営権を有すべき者の在り方に関する基本方針」に照らし、「特定の株主グループを対象とした当社株式の大規模買付行為等及び濫用的株主権行使への対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。

詳細は2021年5月14日付開示資料「特定の株主グループを対象とした当社株式の大規模買付行為等及び濫用的株主権行使への対応策(買収防衛策)の導入ならびに当該買収防衛策の導入に伴う現行の当社株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)の廃止について」をご参照下さい。当該開示資料につきましては、下記のURLをご参照ください。

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/tdnet/1970522/00.pdf>

当社は2019年6月21日開催の当社第99回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を経た上で、当社株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)(以下、「旧プラン」といいます。)を導入しており、有効期間は、第99回定時株主総会の終結時から2022年6月開催予定の第102回定時株主総会の終結時までとしておりましたが、2021年6月23日開催の第101回定時株主総会にて株主の皆様のご承認を得た上で本プランを導入したことから、旧プランは同日付で廃止となりました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 情報開示体制の概要 >

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

(基本姿勢)

当社は、「行動規範」を定め、適時・適正な情報開示に努めております。

(会社情報の適時開示に関する社内体制)

当社は、情報開示に関する報告・相談の手順及び方法などについて「乾汽船グループ内部統制規程」及び「乾汽船グループ内部情報管理及び内部者取引管理要領」を定め実践しております。

内容は以下のとおりです。

(1)責任者及び担当部

当社は、適時開示に関する責任者をコーポレートマネジメント担当執行役員とし、担当部を総務部・経理部としております。

(2)情報の収集

投資者に対して適時適切に会社情報を開示するために、担当部は、取締役会、当社各部及び子会社と連携して情報収集に努めております。

1)取締役会との連携

総務部が取締役会事務局を努めておりますが、重要事項に該当する適時開示については取締役会の議題とし、決議結果を迅速に開示できる体制をとっております。重要事項の発生事実については、事実発生時に連絡網を通じて、取締役、監査役及び各部責任者と情報の共有を図り、対策を協議して迅速かつ正確に開示を行うこととしております。

2)各部及び子会社との連携

各部及び主要子会社の業務概況については、毎月取締役会にて報告を行う事とし、適時開示の必要性がある事実を把握できる体制をとっております。また子会社との連携につきましては、子会社の月次決算状況について経理部を通じて把握し、開示に係る情報の把握に努めております。

適時情報開示体制

